



した。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
米子市吉谷字立石六五八ノ一番地先から同市吉谷字立石六五七ノ一番地先まで		三八七・四一	道路敷

鳥取県告示第九十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年三月八日から用途廃止した。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
米子市二本木字屋田二五五ノ五番地先		二・七五	水路敷
米子市二本木字屋田二五七ノ三番地先		一・七一	堤塘敷
米子市二本木字高田屋敷二二一ノ二番地先		四・三五	水路敷
米子市二本木字高田屋敷二二一ノ二番地先		二・〇七	堤塘敷
米子市二本木字繩添二一〇ノ七番地先		四・五四	道路敷

鳥取県告示第九十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年三月八日から用途廃止した。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場

所

(平方メートル)

用途

八頭郡智頭町智頭字掛上り一、八〇四ノ四番地先から同町智頭字掛上り一、八〇四ノ二番地先まで	二三・六六	道路敷
八頭郡智頭町智頭字掛上り一、八〇四ノ二番地先から同町智頭字掛上り一、八〇四ノ四番地先まで	三〇・七〇	道路敷
八頭郡智頭町智頭字掛上り一、八〇四ノ四番地先から同町智頭字掛上り一、八〇四ノ二番地先まで	三六・三〇	水路敷

鳥取県告示第九十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年三月八日から用途廃止した。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市安長字前新田五七八ノ二番地先から同市安長字前新田五九八ノ二番地先まで	六五〇・七四	道路敷	
鳥取市安長字前新田五九二ノ一番地先から同市安長字前新田五九六番地先まで	二八一・五二	道路敷	
鳥取市安長字桶屋田六九八ノ一番地先から同市安長字桶屋田七〇七番地先まで	四二六・八二	道路敷	
鳥取市安長字桶屋田七〇一番地先	一一一・二七	道路敷	
鳥取市安長字嶋畑六二六ノ二番地先から同市安長字嶋畑六二六ノ二番地先まで	八一二・四八	道路敷	
鳥取市安長字吉右衛門田六九六ノ二番地先から同市安長字吉右衛門田六九五番地先まで	二二八・七五	道路敷	
鳥取市安長字前新田五九五ノ二番地先から同市安長字前新田五九六番地先まで	二九・三六	水路敷	

鳥取市安長字前新田六〇三ノ二番地先から同市安長字前新田五九七番地先まで	一〇五・四三	水路敷
鳥取市安長字前新田六〇三ノ三番地先から同市安長字前新田五九八ノ二番地先まで	一七六・四〇	水路敷
鳥取市安長字桶屋田六九七番地先から同市安長字桶屋田七〇一番地先まで	一六三・六一	水路敷
鳥取市安長字桶屋田七一ノ二番地先から同市安長字桶屋田七〇七番地先まで	二二五・六九	水路敷
鳥取市安長字桶屋田七〇六番地先	二二七・九一	水路敷
鳥取市安長字桶屋田七〇一番地先	一一四・三八	水路敷
鳥取市安長字嶋畑六二六ノ二番地先から同市安長字嶋畑六三一番地先まで	一六〇・一〇	水路敷

鳥取県告示第百九十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年三月八日から用途廃止した。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル) 積	用 途
岩美郡岩美町大字浦富字切り左一、〇三八ノ三番地先から同町大字浦富字江上一、〇四一ノ一番地先まで	一〇〇・〇五	水路敷

鳥取県告示第百九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年三月八日から用途廃止した。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル) 積	用 途
米子市米原字鴨谷一、五〇八ノ六番地先	五・四九	道路敷

鳥取県告示第百九十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年三月八日から用途廃止した。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル) 積	用 途
西伯郡西伯町大字境字榎ヶ原一、一二四ノ一番地先から同町大字福成字カワラヒロ七九〇番地先まで	二七三・二三	道路敷
西伯郡西伯町大字境字榎ヶ原一、一四八番地先から同町大字境字堤谷一、一五〇ノ二番地先まで	九七・〇五	道路敷
西伯郡西伯町大字境字奥堤西一、一〇四ノ一番地先	三一・二〇	道路敷
西伯郡西伯町大字境字奥堤西一、一〇五ノ一番地先から同町大字境字奥堤一、〇九九ノ一番地先まで	三二七・五一	道路敷
西伯郡西伯町大字境字榎ヶ原一、一二一ノ一番地先から同町大字境字榎ヶ原一、一二四ノ三番地先まで	一二五・二〇	水路敷

鳥取県告示第百九十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年三月八日から用途廃止

した。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
東伯郡三朝町大字大瀬字栗谷ノ内本谷一ノ四番地先		四二三・七五	道路敷
東伯郡三朝町大字砂原字尾山三二四ノ一番地先		一、一一九・〇〇	道路敷

鳥取県告示第二百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年三月八日から用途廃止した。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
米子市西福原字西原恵水ノ西五二五ノ九番地先から同市西福原字西原恵水ノ西五二三ノ一番地先まで		五一・三四	道路敷

鳥取県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年二月二十二日 鳥取県指令受都計第七十四号

二 開発行為に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字産水東方

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町大寺屋

船越 礼二郎

鳥取県告示第二百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年十一月九日 鳥取県指令受都計千五百五十六号

二 開発行為に含まれる地域の名称

米子市彦名町字富士見山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市岩倉町一〇一  
井上 元 二

鳥取県告示第二百四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに生じた土地の位置(昭和四十六年十二月七日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
岩美町大字岩本字沓井屋敷一、一四四の四、一、一四五の三及び一、一四六地先	一、二七六・六一平方メートル
岩美町大字岩本字沓井屋敷一、一四六地先	八一・六五平方メートル

鳥取県告示第二百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和四十六年十二月七日現在の地番による。)

大字岩本字沓井屋敷

大字岩本字沓井屋敷の全域、大字岩本字沓井屋敷一、一四四の四、一、一四五の三及び一、一四六地先一、二七六・六一平方メートル並びに一、一四六地先八一・六五平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年三月十四日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十七年三月二十二日 午後三時三十分から

鳥取市東町一丁目二〇

鳥取県警察本部内(県庁七階) 鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市職人町七 国 岡 暉 闊

鳥取市行徳い四五七 井 上 寿 幸